

○特定非営利活動促進法施行規則

平成22年 8 月30日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府特定非営利活動促進法施行条例（平成10年大阪府条例第43号。以下「府条例」という。）に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第2条 法第10条第1項の申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）とする。

2 府条例第3条第1項第3号の規則で定める事項は、設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人が法第11条第1項第4号のその他の事務所を設置する場合にあっては、その事務所の所在地とする。

3 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第2号）に補正後の申請書又は添付書類を添えて提出することにより行わなければならない。

(登記の完了の届出)

第3条 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書（様式第3号）を提出することにより行わなければならない。

(役員の変更等の届出)

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、特定非営利活動法人役員変更等届出書（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。

(定款の変更の認証の申請)

第5条 法第25条第4項の申請書は、特定非営利活動法人定款変更認証申請書（様式第5号）とする。

(定款の変更の届出)

第6条 府条例第4条第2項の届出書は、特定非営利活動法人定款変更届出書（様式第6号）とする。

(事業報告書の作成)

第7条 府条例第6条第3号の規則で定める事項は、法第5条第1項に規定するその他の事

業を行う場合にあっては、当該事業の実施状況とする。

(事業報告書等の公開)

第8条 府条例第8条第1項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 府条例第8条第1項第1号に該当する場合 法第10条第1項第1号(法第34条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる定款及び法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記事項証明書の写し

(2) 府条例第8条第1項第2号に該当する場合 法第25条第7項の登記事項証明書の写し

2 府条例第8条第2項の請求書は、閲覧等請求書(様式第7号)とする。

3 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、町長が指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。

4 前項の閲覧又は謄写をするものは、当該閲覧又は謄写に係る書類を丁寧に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

5 町長は、前項の規定に違反するものに対し、第3項の閲覧又は謄写を中止させ、又は禁止することがある。

(解散の認定の申請)

第9条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第3項の書面を添付した特定非営利活動法人解散認定申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(解散の届出)

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人解散届出書(様式第9号)を提出することにより行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第11条 法第32条第2項の認証を得ようとする清算人は、特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(合併の認証の申請)

第12条 法第34条第4項の申請書は、特定非営利活動法人合併認証申請書(様式第11号)とする。

2 府条例第9条第1項第3号の規則で定める事項は、合併後存続し、又は合併により設立

する特定非営利活動法人が法第11条第1項第4号のその他の事務所を設置する場合にあつては、その事務所の所在地とする。

(清算人の就職の届出)

第13条 法第31条の8の規定による届出は、当該届出に係る清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人清算人就職届出書(様式第12号)を提出することにより行わなければならない。

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人清算終了届出書(様式第13号)を提出することにより行わなければならない。

(身分証明書)

第15条 法第41条第3項の証明書は、身分証明書(様式第14号)とする。

(電磁的記録による備置きの方法)

第16条 府条例第18条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じて一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取って作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 前項に規定する方法による府条例第18条に規定する電磁的記録の備置きを行うに当たっては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、又は書面に出力することができるようにしなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第17条 府条例第20条の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第18条 府条例第22条の規則で定める方法は、同条に規定する事項を特定非営利活動法人の

事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

(書類の提出部数等)

第19条 次の各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。

- (1) 法第10条第1項(法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類(第2条第3項の規定により添付する補正後のものを含む。) 正本1部及び副本1部
- (2) 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により添付する財産目録 正本1部及び副本1部
- (3) 法第23条第1項の規定により添付する変更後の役員名簿 正本1部及び副本1部
- (4) 法第25条第4項及び第6項の規定により添付する変更後の定款(第2条第3項の規定により添付する補正後のものを含む。) 正本1部及び副本1部
- (5) 法第25条第4項後段の規定により添付する事業計画書及び活動予算書(第2条第3項の規定により添付する補正後のものを含む。) 正本1部及び副本1部
- (6) 法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類(第2条第3項の規定により添付する補正後のものを含む。) 正本1部及び副本1部
- (7) 法第29条の規定により提出する事業報告書等 正本1部及び副本1部
- (8) 第8条第1項第1号の規定により提出する定款及び登記事項証明書の写し 正本1部及び副本1部
- (9) 第8条第1項第2号の規定により提出する登記事項証明書の写し 正本1部及び副本1部

2 法、府条例及びこの規則に規定する書類(第15条の身分証明書を除く。)の用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番としなければならない。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定非営利活動促進法施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要

の調整をした上、改正後の特定非営利活動促進法施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成26年 3 月28日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の様式により作成した用紙については、所要の調整がされているものとみなす。

附 則（平成29年 3 月31日規則第12号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月23日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 8 日規則第16号）

この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月26日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の様式により作成した用紙については、所要の調整がされているものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

<p>特定非営利活動法人設立認証申請書</p>		
<p>申請先 熊 取 町 長</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>申請者 住所又は居所 ふりがな 氏 名 電 話 番 号 ()</p>		
<p>特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>		
<p>設 立 の 認 証 を 受 け よ う と す る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 に 係 る 事 項</p>	<p style="text-align: center;">名 称</p>	
	<p style="text-align: center;">代 表 者 の 氏 名</p>	
	<p style="text-align: center;">主 たる 事 務 所 の 所 在 地</p>	
	<p style="text-align: center;">そ の 他 の 事 務 所 の 所 在 地</p>	
	<p style="text-align: center;">定 款 に 記 載 さ れ た 目 的</p>	
<p>添 付 書 類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款(2部) 2 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)(2部) 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを各役員が誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(1部) 4 各役員の住所又は居所を証する書面(1部) 5 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(1部) 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(1部) 7 設立趣旨書(2部) 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(1部) 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部) 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2部) <p>(備考) 法とは、特定非営利活動促進法をいう。</p>	
<p>(注) 申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</p>		

様式第2号(第2条関係)

<p>補 正 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>提出先 熊 取 町 長</p> <p style="text-align: center;">住所又は居所 ふ り が な 氏 名</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号 ()</p> <p>特定非営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり補正します。</p>		
<p>認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称</p>		
	補正後	補正前
補正の内容		
補正の理由		
添付書類	補正後の申請書又は添付書類	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書又は合併趣旨書の補正を行う場合は、補正後の書類2部を添付すること。 ・住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。 	

様式第3号(第3条関係)

特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書

年 月 日

届出先 熊 取 町 長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の電話番号 ()

年 月 日付け熊取町指令 第 号で 設立
合併 の認証を受けた

特定非営利活動法人の登記を完了したので、特定非営利活動促進法
第13条
第39条

第2項 の規定により、届出をします。
第2項において準用する同法第13条第2項

(添付書類)

- 登記事項証明書 (1部)
- 財産目録 (2部)
- 定款 (2部)
- 登記事項証明書の写し (2部)

様式第4号(第4条関係)

<p>特定非営利活動法人役員変更等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>届出先 熊 取 町 長</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の電話番号 ()</p> <p>特定非営利活動法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、次のとおり届出をします。</p>			
変 更 年 月 日	役 職 名	ふ り が な 氏	住 所 又 は 居 所
変 更 事 項			
添 付 書 類	<p>1 変更後の役員名簿(2部) (役員が新たに就任した場合)</p> <p>2 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(1部)</p> <p>3 役員の住所又は居所を証する書面(1部)</p>		
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・変更等があった役員について、全ての事項を記入すること。 ・役職名の欄には、理事、監事の区分を記入すること。 ・変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記入すること。 なお、新任の場合で、法第22条の規定による役員の欠員の補充を行ったときは欠員補充、定款の変更をして役員の定数を増加させたときは増員と付記すること。また、任期満了と同時に再任となった場合には、再任とだけ記入すること。 ・改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。 ・法とは、特定非営利活動促進法をいう。 		

様式第5号(第5条関係)

<p>特定非営利活動法人定款変更認証申請書</p>		
<p>申請先 熊 取 町 長</p>		<p>年 月 日</p>
<p>主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の電話番号 ()</p>		
<p>特定非営利活動法人の定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p>		
	変 更 後	変 更 前
定 款 の 変 更 内 容		
変 更 の 理 由		
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(1部) 2 変更後の定款(2部) (次の書類は、定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合のみ添付すること。) 3 当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(2部) (次の書類は、所轄庁の変更を伴う場合のみ添付すること。) 4 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)(2部) 5 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(1部) 6 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(1部) (設立後当該事業報告書等が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該事業報告書等が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録) (次の書類は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請する場合のみ添付すること) 7 法第52条第3項に規定する書類(1部) (備考) 法とは、特定非営利活動促進法をいう。 	

様式第6号(第6条関係)

<p>特定非営利活動法定款変更届出書</p>			
届出先 熊 取 町 長	年 月 日		
<p>主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の電話番号 ()</p>			
<p>特定非営利活動法人の定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、次のとおり届出をします。</p>			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変 更 前</td> </tr> </table>	変 更 後	変 更 前
変 更 後	変 更 前		
定 款 の 変 更 内 容			
変 更 の 時 期			
変 更 の 理 由			
添 付 書 類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(1部) 2 変更後の定款(2部)		

様式第7号(第8条関係)

<p>閱 覧 等 請 求 書</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>請求先 熊 取 町 長</p>			
<p>請求者 住 所 ふ り が な 氏 名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p>			
<p>閱覧 特定非営利活動法人に係る書類を したいので、大阪府特定非営利活動促進法施行条例 謄写</p>			
<p>第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。</p>			
請 求 に 係 る 書 類 の 内 容	特 定 非 営 利 活 動 法 人	名 称	
		主たる事務所の所在地	
備 考			

様式第8号(第9条関係)

<p>特定非営利活動法人解散認定申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>申請先 熊 取 町 長</p>	
<p>主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の電話番号 ()</p>	
<p>特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第31条第2項の認定を受けた いので、次のとおり申請します。</p>	
<p>事業の成功の不能 となるに至った理 由 及 び 経 緯</p>	
<p>残 余 財 産 の 処 分 方 法</p>	
<p>添 付 書 類</p>	<p>特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証 する書面</p>

様式第9号(第10条関係)

<p>特定非営利活動法人解散届出書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>届出先 熊 取 町 長</p>	
<p>特定非営利活動法人の名称 清算人 住 所 ふ り が な 氏 名 電 話 番 号 ()</p>	
<p>特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、次のとおり届出をします。</p>	
<p>解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地</p>	
<p>解散の事由</p>	<p>特定非営利活動促進法第31条第1項第_____号による解散</p>
<p>解散の理由及び経緯</p>	
<p>残余財産の処分方法</p>	
<p>添付書類</p>	<p>解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書</p>
<p>備考</p>	<p>下線部には、解散事由に応じて1、2、4又は6を記入すること。</p>

様式第10号(第11条関係)

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

申請先 熊 取 町 長

特定非営利活動法人の名称
清算人 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号 ()

解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	
上記の譲渡を受ける者を決定した理由	

特定非営利活動法人合併認証申請書

年 月 日

申請先 熊 取 町 長

申請者 合併の認証を受けようとする
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の所在地

合併の認証を受けようとする
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第4項の規定により、次のとおり申請します。

合併により存続し、 又は合併により設立 する特定非営利活動 法人に係る事項	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
	その他の事務所の所在地	
	定款に記載された目的	
添 付 書 類	<p>1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(1部) (次の書類は、合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係るものを添付すること。)</p> <p>2 定款(2部)</p> <p>3 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)(2部)</p> <p>4 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(1部)</p> <p>5 各役員の住所又は居所を証する書面(1部)</p> <p>6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(1部)</p> <p>7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(1部)</p> <p>8 合併趣旨書(2部)</p> <p>9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部)</p> <p>10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2部) (備考) 法とは、特定非営利活動促進法をいう。</p>	

様式第12号(第13条関係)

<p>特定非営利活動法人清算人就職届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>届出先 熊 取 町 長</p> <p style="text-align: center;"> 特定非営利活動法人の名称 清算人 住 所 ふ り が な 氏 名 電 話 番 号 () </p> <p>特定非営利活動法人の清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届出をします。</p>		
清算中の特定非 営利活動法人の 主たる事務所の 所 在 地		
就 職 し た 清 算 人 の ふ り が な 氏 名	住 所	就 年 月 日 職 日
添 付 書 類	就職した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	

様式第13号(第14条関係)

特定非営利活動法人清算結了届出書

年 月 日

届出先 熊 取 町 長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号 ()

特定非営利活動法人 _____ の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第3
2条の3の規定により、届出をします。

(添付書類)

当該届出に係る特定非営利活動法人の清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(備 考)

下線部には、法人名を記入すること。

(表)

身 分 証 明 書	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	所 属 職 名 氏 名
上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定により検査をする職員であることを証明する。	
年 月 日	熊 取 町 長 ㊟

(日本産業規格 B列8番)

(裏)

特定非営利活動促進法抜粋
(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

(10) 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第4条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第9条関係)
様式第9号 (第10条関係)
様式第10号 (第11条関係)
様式第11号 (第12条関係)
様式第12号 (第13条関係)
様式第13号 (第14条関係)
様式第14号 (第15条関係)